

令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における 審査申立てに対する千葉県選挙管理委員会の裁決について (その2)

令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における当選人小川がくの当選の効力 に関する審査の申立てに対し、千葉県選挙管理委員会は令和6年3月5日に以下のとおり 裁決し、3月13日に報道発表しました。

これを受けて、柏市選挙管理委員会委員長は、以下のとおりコメントを発表いたしました。

- 1 千葉県選挙管理委員会による裁決
 - (1) 令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、柏市選挙管理委員会が同年10月13日付けで行った棄却の決定を取り消す。
 - (2) 本選挙における当選人小川学の当選を無効とする。
- 2 柏市選挙管理委員会委員長 久保雅孝のコメント

本日,柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し,千葉 県選挙管理委員会の裁決が発表されました。

この裁決は、柏市選挙管理委員会の判断と異なるものとなりましたが、審査庁である千葉県選挙管理委員会の裁決を真摯に受け止めます。現段階では出訴期間中であるため確定には至っておりませんので、法定期間経過後、公職選挙法に則った対応をしてまいります。

3 高等裁判所への訴訟提起について

千葉県選挙管理委員会の裁決に不服がある者は、千葉県選挙管理委員会を被告とし、 裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内 に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

> 【本件に関するお問い合わせ先】 柏市選挙管理委員会事務局 電話 04-7167-1092/FAX 04-7167-1163